

自立活動（聴覚障害教育）

令和2年度特別支援学校教員資格認定試験問題（第2次）

自立活動に関する科目（Ⅱ）

（問1～問6 全6問）

時間 9：30～11：10（100分）

（受験上の注意）

- 1 監督者の「始め」の合図があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- 2 問題冊子は、表紙を除いて1ページです。  
試験中に問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合には、手を挙げて監督者に知らせてください。
- 3 解答は、論述式です。
- 4 解答用紙は、問別に8枚あります。ホチキスの針は、はずさないでください。  
別に下書用紙が1枚あります。  
全ての用紙に、
  - ① 種目欄  
受験する種目の□欄に✓を記入してください。
  - ② 受験番号欄  
受験番号を記入してください。
  - ③ 氏名欄  
氏名を記入してください。
- 5 解答は、問と同じ番号の解答用紙に記入してください。  
解答用紙のおもて面に書ききれない場合は、うら面に記入してください。  
解答用紙の※欄は採点欄です。何も記入しないでください。  
筆記用具は、HBの黒鉛筆を使用してください。
- 6 この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから、100分です。
- 7 当該試験開始から終了までは、退室できません。ただし、用便や発病等やむを得ない場合には挙手をし、監督者の指示に従ってください。
- 8 監督者の「やめ」の合図があったら、解答を直ちにやめ、解答用紙と下書用紙が回収されるまで、着席したままで待っていてください。
- 9 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

問1 明治期から平成期に至る我が国の聴覚障害教育制度上の変遷について、次に挙げる時期と事項を全て使用し、簡潔に述べなさい。

- ・時期：明治期，大正期，昭和期，平成期
- ・事項：盲学校・聾学校教育の義務化，京都盲啞院，通級による指導，  
難聴特殊学級，特別支援教育制度，盲学校及聾啞学校令

問2 聴覚障害児の日本語の言語力を評価するために、聴覚障害教育の場で用いられている主な検査名を五つ挙げるとともに、これらの諸検査を聴覚障害児に実施する上での配慮事項及び、検査結果の解釈上の留意点について述べなさい。

問3 特別支援学校（聴覚障害）小学部低学年における読みの指導では、児童が書かれた内容を正しく読み取り、理解できているかどうかを確かめることが重要である。小学部低学年段階の聴覚障害児の文章の読み取りの特徴について述べるとともに、教師が児童の理解を確かめるための方法について述べなさい。

問4 言葉の聞き取り検査を実施する目的と意義、及びその活用について述べなさい。

問5 平成29・31年改訂の特別支援学校教育要領・学習指導要領には、自立活動の「健康の保持」の区分に「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」という項目が加わった。この項目に関して聴覚障害のある幼児児童生徒の場合、どのような指導内容が考えられるか述べなさい。

問6 次の(1)～(6)の中から、三つを選び、その事項を説明しなさい。なお、それぞれの解答用紙には、選択した番号と事項を1行目に、書きなさい。

- (1) 西川吉之助
- (2) 生活言語
- (3) 聴覚障害児のメタ認知
- (4) 聴覚障害乳幼児早期支援の1-3-6ルール
- (5) パソコン要約筆記（パソコンノートテイク）
- (6) インピーダンスオージオメトリー